

平成28年度北海道一般会計予算

平成28年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,824,657,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		600,298,088
	1 道 民 税	187,440,333
	2 事 業 税	114,025,478
	3 地 方 消 費 税	136,045,161
	4 不 動 産 取 得 税	14,345,229
	5 道 た ば こ 税	7,791,136
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,720,991
	7 自 動 車 取 得 税	6,507,429
	8 軽 油 引 取 税	54,482,311
	9 自 動 車 税	75,326,723
	10 鉦 区 税	29,381
	11 道 固 定 資 産 税	816,205

款	項	金額
	12 狩 獵 稅	53,781
	13 核 燃 料 稅	899,960
	14 循 環 資 源 利 用 促 進 稅	813,970
2 地 方 消 費 稅 清 算 金		220,449,936
	1 地 方 消 費 稅 清 算 金	220,449,936
3 地 方 讓 与 稅		91,868,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 稅	78,127,000
	2 地 方 揮 發 油 讓 与 稅	12,732,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 稅	839,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 稅	170,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,534,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,534,000
5 地 方 交 付 稅		652,200,000
	1 地 方 交 付 稅	652,200,000

款	項	金 額
6 交通安全対策特別交付金		1,309,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,309,000
7 分担金及び負担金		13,727,331
	1 分 担 金	1,141,268
	2 負 担 金	12,586,063
8 使用料及び手数料		24,711,875
	1 使 用 料	14,816,715
	2 手 数 料	354,473
	3 証 紙 収 入	9,540,687
9 国庫支出金		348,956,028
	1 国庫負担金	122,092,232
	2 国庫補助金	218,796,665
	3 委 託 金	8,067,131
10 財 産 収 入		7,529,738

款	項	金額
	1 財産運用収入	4,079,298
	2 財産売却収入	3,450,440
11 寄附金		86,497
	1 寄附金	86,497
12 繰入金		46,626,294
	1 特別会計繰入金	4,646,173
	2 基金繰入金	41,980,121
13 諸収入		230,566,033
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,026,368
	2 預金利子	70,249
	3 貸付金収入	214,019,011
	4 受託事業収入	977,700
	5 収益事業収入	8,253,240
	6 雑収入	6,219,465

款	項	金 額
14 道 債		584,794,600
	1 道 債	584,794,600
歲 入 合 計		2,824,657,420

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,426,190
	1 議 会 費	3,426,190
2 総 務 費		287,335,303
	1 総 務 管 理 費	89,607,467
	2 徴 税 費	142,059,219
	3 学 事 宗 務 費	47,622,901
	4 防 災 費	952,325
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	1,265,185
	6 危 機 管 理 費	5,392
	7 領 土 復 帰 対 策 費	675,509
	8 会 計 管 理 費	763,234
	9 選 挙 費	3,480,095
10 人 事 委 員 会 費	317,473	

款	項	金 額
	11 監 査 委 員 費	586,503
3 総 合 政 策 費		60,333,756
	1 総 合 政 策 管 理 費	3,602,180
	2 国 際 交 流 費	281,028
	3 政 策 費	16,190,378
	4 情 報 統 計 費	3,508,270
	5 人 口 減 少 問 題 対 策 費	8,922,192
	6 地 域 主 権 ・ 行 政 費	3,060,769
	7 交 通 政 策 費	20,186,453
	8 航 空 費	4,582,486
4 環 境 生 活 費		10,748,934
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,239,945
	2 アイヌ政策推進費	727,731
	3 環 境 推 進 費	1,890,994

款	項	金額
	4 循環型社会推進費	1,994,619
	5 生物多様性保全費	435,745
	6 地球温暖化対策推進費	259,856
	7 エゾシカ対策推進費	56,020
	8 道民生活費	413,933
	9 消費者安全費	345,469
	10 文化・スポーツ費	2,384,622
5 保健福祉費		427,937,612
	1 保健福祉管理費	24,047,647
	2 地域医療費	14,682,369
	3 医務薬務費	3,067,791
	4 地域保健費	17,311,807
	5 国保医療費	140,914,411
	6 食品衛生費	873,267

款	項	金額
	7 福祉援護費	35,025,029
	8 施設運営指導費	4,690,111
	9 障がい者保健福祉費	59,607,960
	10 高齢者保健福祉費	72,844,592
	11 子ども子育て支援費	54,859,291
	12 災害救助費	13,337
6 経 済 費		166,642,271
	1 経 済 管 理 費	4,225,671
	2 経 済 企 画 費	24,384
	3 食 関 連 産 業 費	192,375
	4 観 光 費	1,071,566
	5 中 小 企 業 費	132,642,818
	6 国 際 経 済 費	132,918
	7 産 業 振 興 費	18,352,750

款	項	金額
	8 環境・エネルギー費	3,126,014
	9 科学技術振興費	327,745
	10 雇用労政費	1,131,639
	11 人材育成費	4,910,671
	12 労働委員会費	503,720
7 農政費		132,758,179
	1 農政管理費	8,926,284
	2 食品政策費	1,340,252
	3 農産振興費	8,413,331
	4 畜産振興費	16,741,645
	5 技術普及費	1,922,411
	6 農業経営費	14,364,490
	7 農地調整費	1,710,224
	8 農村設計費	16,122,866

款	項	金額
	9 農業農村整備事業費	43,213,607
	10 農業施設管理費	19,942,938
	11 農村計画費	60,131
8 水産林務費		63,670,490
	1 水産林務管理費	7,134,648
	2 水産経営費	2,784,365
	3 水産振興費	201,754
	4 漁港漁村費	21,850,520
	5 漁業管理費	1,153,052
	6 林業木材費	8,150,928
	7 森林計画費	384,750
	8 森林整備費	10,869,283
	9 治山費	8,987,555
	10 森林活用費	242,909

款	項	金額
	11 道 有 林 費	1,910,726
9 建 設 費		237,698,112
	1 建 設 管 理 費	62,650,310
	2 維 持 管 理 防 災 費	8,590,049
	3 道 路 橋 り ょ う 費	98,042,704
	4 河 川 費	41,191,648
	5 砂 防 海 岸 費	16,149,190
	6 ま ち づ くり 推 進 費	99,385
	7 都 市 環 境 費	7,777,947
	8 公 園 下 水 道 費	1,610,601
	9 建 築 指 導 費	1,490,192
	10 住 宅 費	40,525
	11 営 繕 費	55,561
10 警 察 費		130,581,490

款	項	金額
	1 警察管理費	123,165,756
	2 警察活動費	3,215,735
	3 交通安全施設費	4,199,999
11 教育費		478,522,139
	1 教育総務費	33,208,459
	2 小学校費	178,219,662
	3 中学校費	112,644,039
	4 高等学校費	100,158,969
	5 特別支援学校費	50,257,742
	6 学校教育費	1,486,109
	7 社会教育費	1,700,355
	8 保健体育費	846,804
12 災害復旧費		3,140,266
	1 農地開発施設災害復旧費	329,085

款	項	金額
	2 水産林業施設災害復旧費	986,070
	3 土木施設災害復旧費	1,825,111
13 公債費		686,290,607
	1 公債費	686,290,607
14 諸支出金		135,372,071
	1 繰出金	3,786,979
	2 諸費	131,585,092
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,824,657,420

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度北海道議会庁舎改築整備事業に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	146,000
平成28年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	184,000
平成28年度衛生研究所耐震改修事業に係る工事請負に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	341,180
勤労者に対する保証融資に伴う損失補償に関する債務負担行為 (第10次分)	平成28年度から平成30年度まで	5,600
中小企業者に対する保証融資の損失補償に関する債務負担行為 (一般第17次分)	平成28年度から平成29年度まで	1,400,000
平成28年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	854,670
平成28年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成28年度から平成32年度まで	2,617
平成28年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成28年度から平成39年度まで	11,112,124
平成28年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成28年度から平成44年度まで	33,349
平成28年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成28年度から平成48年度まで	173,909
平成28年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成28年度から平成43年度まで	101,025
平成28年度畜産特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成28年度から平成53年度まで	24,568
平成28年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成28年度から平成53年度まで	70,352

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成28年度から平成39年度まで	9,304
平成28年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成28年度から平成39年度まで	158
国営土地改良事業(平成27年度事業完了分)の道負担金に関する債務負担行為	平成29年度から平成40年度まで	845,140
平成28年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成28年度から平成49年度まで	868,876
平成28年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成28年度から平成44年度まで	71,250
平成28年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成28年度から平成32年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 1,051,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の 先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
道道洞爺公園洞爺線トンネル工事に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	1,716,000
道道美唄富良野線トンネル工事に関する債務負担行為	平成28年度から平成30年度まで	3,313,000
道道八雲今金線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	647,000

事 項	期 間	限 度 額
上ノ国ダム電気設備工事に関する債務負担行為	平成28年度から平成30年度まで	352,000
平成28年度街路公共事業に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	1,143,000
平成28年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成28年度から平成52年度まで	476,039
平成28年度建設に係る警察署庁舎の工事請負に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	2,067,910
平成28年度建設に係る高等学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	176,082
平成28年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成28年度から平成38年度まで	元金について 1,124,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
北海道職員研修の企画・運営等業務の委託に関する債務負担行為	平成27年度から平成29年度まで	120,589	平成27年度から平成29年度まで	125,308

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	7,418,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	1,300,000	同上	10%以内	同上
財産管理費	104,000	同上	10%以内	同上
道民活動センター整備費	73,000	同上	10%以内	同上
総合防災体制整備費	23,000	同上	10%以内	同上
原子力環境センター整備費	48,000	同上	10%以内	同上
退職手当	12,000,000	同上	10%以内	同上
北海道特定特別総合開発事業推進費	771,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	53,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合行政情報ネットワーク施設整備費	390,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地域総合整備資金貸付事業費	3,421,000	同上	10%以内	同上
北海道新幹線鉄道整備事業費	14,794,000	同上	10%以内	同上
直轄空港整備費	662,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	252,000	同上	10%以内	同上
大気環境対策費	32,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	108,000	同上	10%以内	同上
保健所整備費	496,000	同上	10%以内	同上
衛生研究所整備費	206,000	同上	10%以内	同上
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	39,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	3,264,000	同上	10%以内	同上
障がい者施設整備費	70,000	同上	10%以内	同上
児童福祉施設整備費	24,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共訓練推進費	959,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
中小企業近代化資金貸付事業費	300,000	同上	10%以内	同上
土地改良事業費	5,183,000	同上	10%以内	同上
農用地造成事業費	1,012,000	同上	10%以内	同上
農地防災事業費	1,278,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	1,038,000	同上	10%以内	同上
農道整備特別対策事業費	495,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備事業費	547,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良事業費	7,751,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	6,212,000	同上	10%以内	同上
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,513,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	429,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	253,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道事業費	510,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
治山事業費	4,352,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備 特別対策事業費	1,383,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	2,852,600	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	22,716,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	5,319,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備 特別対策事業費	27,895,000	同上	10%以内	同上
直轄河川事業費	9,179,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	8,018,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備 特別対策事業費	3,623,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ダム建設費	4,110,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄砂防事業費	1,106,000	同上	10%以内	同上
砂防費	4,117,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	927,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	66,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸事業費	141,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	1,103,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,068,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,267,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策事業費	1,371,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	374,000	同上	10%以内	同上
警察施設整備費	643,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	1,252,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校施設整備費	3,994,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別支援学校施設整備費	1,232,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	52,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	64,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	2,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	236,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	404,000	同上	10%以内	同上
借換債	282,900,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	117,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
合計	584,794,600			

平成28年度北海道公債管理特別会計予算

平成28年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ489,239,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		256,926
	1 財 産 運 用 収 入	256,926
2 繰 入 金		488,982,393
	1 一 般 会 計 繰 入 金	364,975,181
	2 基 金 繰 入 金	124,007,212
歳 入 合 計		489,239,319

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		489, 239, 319	
	1 公 債 費	489, 239, 319	
歳 出 合 計			489, 239, 319

議案第3号

平成28年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成28年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,666,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		29,825
	1 一 般 会 計 繰 入 金	29,825
2 繰 越 金		804,365
	1 繰 越 金	804,365
3 諸 収 入		832,727
	1 貸 付 金 収 入	715,568
	2 雑 入	117,159
歳 入 合 計		1,666,917

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			862,552
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		862,552
2 諸支出金			804,365
	1 繰出金		283,365
	2 諸費		521,000
歳 出 合 計			1,666,917

平成28年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成28年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,369,097千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		312,306
	1 一 般 会 計 繰 入 金	312,306
2 繰 越 金		1,633,149
	1 繰 越 金	1,633,149
3 諸 収 入		2,123,642
	1 貸 付 金 収 入	1,932,928
	2 雑 入	190,714
4 道 債		300,000
	1 道 債	300,000
歳 入 合 計		4,369,097

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		615,469	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	615,469	
2 公 債 費		1,228,200	
	1 公 債 費	1,228,200	
3 諸 支 出 金		2,525,428	
	1 繰 出 金	1,500,713	
	2 諸 費	1,024,715	
歳 出 合 計			4,369,097

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.25%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成28年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成28年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		76,332
	1 財 産 運 用 収 入	8,332
	2 財 産 売 払 収 入	68,000
2 繰 入 金		6,758
	1 基 金 繰 入 金	6,758
3 諸 収 入		70,623
	1 一 般 会 計 借 入 金	70,623
歳 入 合 計		153,713

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		153,713	
	1 公 債 費	153,713	
歳 出 合 計			153,713

平成28年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成28年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		82,507
	1 財 産 運 用 収 入	2,507
	2 財 産 売 払 収 入	80,000
2 繰 入 金		1,533
	1 基 金 繰 入 金	1,533
3 諸 収 入		40,778
	1 一 般 会 計 借 入 金	40,778
歳 入 合 計		124,818

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		124,818	
	1 公 債 費	124,818	
歳 出 合 計			124,818

平成28年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成28年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ911,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,257
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,257
2 繰 越 金		98,398
	1 繰 越 金	98,398
3 諸 収 入		809,924
	1 貸 付 金 収 入	809,924
歳 入 合 計		911,579

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		33,257	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	33,257	
2 公 債 費		416,075	
	1 公 債 費	416,075	
3 諸 支 出 金		462,247	
	1 繰 出 金	299,613	
	2 諸 費	162,634	
歳 出 合 計		911,579	

平成28年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成28年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ355,539千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,529
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,529
2 繰 越 金		84,768
	1 繰 越 金	84,768
3 諸 収 入		265,242
	1 貸 付 金 収 入	265,232
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		355,539

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	355,539	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	355,539	
歳 出 合 計			355,539

平成28年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成28年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410,977千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,632
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,632
2 繰 越 金		289,433
	1 繰 越 金	289,433
3 諸 収 入		114,912
	1 貸 付 金 収 入	102,583
	2 雑 入	12,329
歳 入 合 計		410,977

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費		408,661
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費		408,661
2	林業就業促進資金 貸付事業費		2,316
	1 林業就業促進資金 貸付事業費		2,316
歳 出 合 計			410,977

平成28年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成28年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,169,644千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		325,637
	1 使用料	325,637
2 国庫支出金		89,000
	1 国庫補助金	89,000
3 繰入金		114,974
	1 一般会計繰入金	114,974
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		187,533
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 一般会計借入金	176,057
	3 雑収入	11,466

款	項	金 額
6 道 債		452,400
	1 道 債	452,400
歲 入 合 計		1,169,644

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		627,321	
	1 公共下水道事業費	627,321	
2 公 債 費		539,305	
	1 公 債 費	539,305	
3 諸 支 出 金		3,018	
	1 繰 出 金	2,918	
	2 諸 費	100	
歳 出 合 計			1,169,644

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	331,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	61,400	同上	10%以内	同上
資本費平準化債	60,000	同上	10%以内	同上
合計	452,400			

平成28年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成28年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,502,836千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		389,047
	1 負担金	389,047
2 国庫支出金		1,104,700
	1 国庫補助金	1,104,700
3 繰入金		1,432,818
	1 一般会計繰入金	1,432,818
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		320,171
	1 受託事業収入	317,100
	2 雑収入	3,071
6 道債		1,256,000

款	項	金 額
	1 道 債	1, 256, 000
歲 入	合 計	4, 502, 836

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		2,158,568	
	1 流域下水道事業費	2,158,568	
2 公 債 費		2,328,358	
	1 公 債 費	2,328,358	
3 諸 支 出 金		15,910	
	1 繰 出 金	13,910	
	2 諸 費	2,000	
歳 出 合 計		4,502,836	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成28年度から平成29年度まで	1,074,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	364,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	320,000	同上	10%以内	同上
資本費平準化債	572,000	同上	10%以内	同上
合計	1,256,000			

平成28年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成28年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,519,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,287,583
	1 使用料	5,287,583
2 国庫支出金		3,556,882
	1 国庫補助金	3,556,882
3 財産収入		34,657
	1 財産売却収入	34,657
4 繰入金		1,881,638
	1 一般会計繰入金	1,881,638
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		2,318,203
	1 一般会計借入金	2,222,968

款	項	金 額
	2 雜 入	95,235
7 道 債		5,440,700
	1 道 債	5,440,700
歲 入 合 計		18,519,763

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,227,635	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,227,635	
2 公 債 費		9,380,121	
	1 公 債 費	9,380,121	
3 諸 支 出 金		912,007	
	1 繰 出 金	911,997	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		18,519,763	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成28年度から平成30年度まで	4,135,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	3,481,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	1,959,700	同上	10%以内	同上
合計	5,440,700			

平成28年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成28年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,733,604千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		55,733,604
	1 一 般 会 計 借 入 金	27,864,000
	2 貸 付 金 収 入	27,869,604
歳 入	合 計	55,733,604

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	27,864,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	27,864,000
2	公 債 費	27,869,604	
	1	公 債 費	27,869,604
歳 出 合 計		55,733,604	

平成28年度北海道地方競馬特別会計予算

平成28年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,453,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,684
	1 手 数 料	5,684
2 財 産 収 入		20
	1 財 産 運 用 収 入	20
3 寄 附 金		30,000
	1 寄 附 金	30,000
4 諸 収 入		20,417,588
	1 収 益 事 業 収 入	17,305,430
	2 雑 収 入	3,112,158
歳 入 合 計		20,453,292

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		20,449,230	
	1 競 馬 総 務 費	20,336	
	2 競 馬 開 催 費	20,428,894	
2 諸 支 出 金		4,062	
	1 繰 出 金	4,062	
歳 出 合 計		20,453,292	

平成28年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	977 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	201,460 人
外 来	272,404 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	552 人
外 来	1,121 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	17,609,991 千円
第1項 医業収益	9,468,621 千円
第2項 医業外収益	8,123,570 千円
第3項 特別利益	17,800 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	17,866,964 千円
第1項 医業費用	15,361,474 千円
第2項 医業外費用	2,437,810 千円
第3項 特別損失	67,680 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額390,269千円は、当年度分損益勘定留保資金390,269千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収入	1,516,797 千円
第1項 企 業 債	836,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	680,797 千円
支 出	
第1款 資本的 支出	1,907,066 千円
第1項 建 設 改 良 費	903,409 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,003,657 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 建 設 事 業	千円 836,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 8,521,705 千円 |
| (2) 交 際 費 | 300 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,144,526千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取 得 す る 資 産	器 械 備 品	全身用X線コンピューター断層撮影装置	1台

平成28年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------|--------|
| (1) 年間販売電力量 | 305,006,000 | キロワット時 |
| (2) 主要な建設改良事業 | | |
| 滝の上発電所改修事業 | 710,739 | 千円 |
| 清水沢発電所改修事業 | 164,230 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益	4,402,671	千円
第1項 営業収益	4,260,623	千円
第2項 財務収益	1,597	千円
第3項 営業外収益	140,451	千円
	支	出
第1款 電気事業費用	2,560,806	千円
第1項 営業費用	2,146,230	千円
第2項 財務費用	237,694	千円
第3項 営業外費用	170,563	千円
第4項 特別損失	6,319	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,828,542千円は、過年度分損益勘定留保資金1,401,158千円、当年度分損益勘定留保資金329,385千円及び当年度資本的収支調整額97,999千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款	資	本	的
	収	入	
			591,653 千円
第1項	企	業	債
			587,000 千円
第2項	負	担	金
			4,653 千円
	支	出	
第1款	資	本	的
	支	出	
			2,420,195 千円
第1項	建	設	改
	良	費	
			1,540,639 千円
第2項	企	業	債
	償	還	金
			879,556 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	期	限	度	額
平成28年度川端発電所改修事業に関する債務負担行為	平成28年度から 平成29年度まで			千円 649,627

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
滝の上発電所改修事業	千円 587,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職	員	給	与	費	534,362 千円
(2)	交	際	費			120 千円

平成28年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	76	箇所
(2) 年間総給水量	92,867,737	立方メートル
(3) 一日平均給水量	255,131	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	53,421	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	741,253	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	30,878	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金84,086千円を借り入れる。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	2,211,809 千円
第1項 営業収益	1,971,158 千円
第2項 営業外収益	240,651 千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,058,177 千円
第1項 営業費用	1,836,492 千円
第2項 営業外費用	221,685 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,025,946千円は、過年度分損益勘定留保資金450,088千円、当年度分損益勘定留保資金492,289千円及び当年度資本的収支調整額83,569千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的 収 入	2,935,732 千円
第1項 企 業 債	489,000 千円
第2項 補 助 金	2,365,635 千円
第3項 負 担 金	16,254 千円
第4項 他会計からの出資金	49,556 千円
第5項 他会計からの長期借入金	15,287 千円

支 出

第1款 資本的 支 出	3,961,678 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,189,033 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,772,645 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
室蘭地区工業用水道 改 修 事 業	千円 489,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	347,745 千円
(2) 交 際 費	80 千円